

新潟県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 6 月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第42号

新潟県建築士法施行細則の一部を改正する規則

第 1 条 新潟県建築士法施行細則（昭和26年新潟県規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下この条において「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(登録事項の変更) 第 8 条 (略)	(登録事項の変更) 第 8 条 (略)
<u>2 知事は、前項の届出があつた場合においては、名簿を訂正する。</u>	<u>2 2 級建築士又は木造建築士は、前項の規定による届出をする場合において、2 級建築士免許証若しくは木造建築士免許証（以下これらを「免許証」という。）又は 2 級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下これらを「免許証明書」という。）に記載された事項に変更があつたときは、免許証用写真を貼付した第 3 号様式による申請書を知事に提出しなければならない。</u>
(書換え交付の申請) 第 8 条の 2 <u>2 級建築士又は木造建築士は、前条第 1 項の規定による届出をする場合において、2 級建築士免許証若しくは木造建築士免許証（以下これらを「免許証」という。）又は 2 級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下これらを「免許証明書」という。）に記載された事項に変更があつたときは、免許証の書換え交付を申請しなければならない。</u>	<u>3 知事は、第 1 項の届出があつた場合においては、名簿を訂正し、前項の規定による申請があつたときは、免許証を書き換えて申請者に交付する。</u>
<u>2 前項及び法第 5 条第 3 項の規定により免許証の書換え交付を申請しようとする者は、免許証用写真を貼付した別記第 3 号様式による申請書に免許証又は免許証明書を添えて、知事に提出しなければならない。</u>	<u>4 前項の規定による免許証の書換え交付は、当該 2 級建築士又は木造建築士が現に有する免許証と引換えに新たな免許証を交付して行うものとする。</u>

3 知事は、前項の規定による申請があつた場合においては、免許証を書き換えて、申請者に交付する。

(免許取消しの申請及び免許証等の返納)

第10条 (略)

2・3 (略)

4 2級建築士又は木造建築士が法第9条第1項(第1号及び第2号を除き、第3号にあつては法第8条の2第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、取消の通知を受けた日から10日以内に、免許証又は免許証明書を知事に返納しなければならない。

(県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合の規定の適用)

第26条 県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合における第5条第1項、第6条、第8条から第9条まで、第10条第4項、第11条及び第14条の規定の適用については、これらの規定(第5条第1項を除く。)中「知事」とあるのは「県指定登録機関」と、同項中「別記第1号様式による」とあり、第8条第1項中「別記第2号様式による」とあり、第8条の2第2項中「別記第3号様式による」とあり、及び第9条第1項中「別記第4号様式による」とあるのは「県指定登録機関が別に定める」と、第5条第1項中「知事」とあるのは「県指定登録機関(第16条に規定する県指定登録機関をいう。以下同じ。)」と、第8条の2第3項及び第9条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第8条の2第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第2項中「法第5条第3項の規定により免許証」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第5条第3項の規定により免許証明書」と、第9条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第11条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第2項の届出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第23条の規定により前条第2項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第14条中「法第6条第2項」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項」とする。

(登録事項の変更)

第43条 建築士事務所の開設者(以下「開設者」という。)は、法第23条の5第1項及び第2項の

(免許取消しの申請及び免許証等の返納)

第10条 (略)

2・3 (略)

4 2級建築士又は木造建築士が法第9条第1項(第1号及び第2号を除き、第3号にあつては法第8条の2第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、取消の通知を受けた日から10日以内に、免許証を知事に返納しなければならない。

(県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合の規定の適用)

第26条 県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合における第5条第1項、第6条、第8条第1項から第3項まで、第9条、第10条第4項、第11条及び第14条の規定の適用については、これらの規定(第5条第1項を除く。)中「知事」とあるのは「県指定登録機関」と、同項中「別記第1号様式による」とあり、第8条第1項中「別記第2号様式による」とあり、同条第2項中「別記第3号様式による」とあり、及び第9条第1項中「別記第4号様式による」とあるのは「県指定登録機関が別に定める」と、第5条第1項中「知事」とあるのは「県指定登録機関(第16条に規定する県指定登録機関をいう。以下同じ。)」と、第8条第3項及び第4項、第9条第2項並びに第10条第4項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第9条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第11条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第2項の届出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第23条の規定により前条第2項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第14条中「法第6条第2項」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項」とする。

(登録事項の変更)

第43条 建築士事務所の開設者(以下「開設者」という。)は、法第23条の5第1項の規定により

規定により登録事項の変更の届出をする場合は、別記第12号様式による届に省令第19条に規定する添付書類のうち当該変更に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(県指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合の規定の適用)

第47条 法第26条の3の規定に基づき知事が指定する者(以下「県指定事務所登録機関」という。)が同条第1項に規定する事務所登録等事務を行う場合における第42条から前条までの規定の適用については、これらの規定(第42条第1項を除く。)中「知事」とあるのは「県指定事務所登録機関」と、同項中「知事」とあるのは「県指定事務所登録機関(第47条に規定する県指定事務所登録機関をいう。以下同じ。)」と、「法第23条の3」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の3」と、同条第2項中「法第23条の3第2項」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の3第2項」と、第43条中「法第23条の5第1項及び第2項」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の5第1項及び第2項」と、同条中「別記第12号様式による」とあり、及び第44条中「別記第13号様式による」とあるのは「県指定事務所登録機関が別に定める」と、同条中「法第23条の7」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の7」と、第45条中「法第23条の8第1項第2号又は第3号」とあるのは「法第23条の8第1項第2号又は法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の8第1項第3号」と、前条中「法第23条の9」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の9」とする。

第3号様式(第8条の2関係)

2級
木造建築士免許証書換え交付申請書

収入証紙
貼り付け欄

(略)

記

ふりがな		写真 (縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル)
1 氏名		
2 生年月日		
3 登録番号		
4 登録年月日		
5 書換えの理由		

登録事項の変更の届出をする場合は、別記第12号様式による届に省令第19条に規定する添付書類のうち当該変更に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(県指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合の規定の適用)

第47条 法第26条の3の規定に基づき知事が指定する者(以下「県指定事務所登録機関」という。)が同条第1項に規定する事務所登録等事務を行う場合における第42条から前条までの規定の適用については、これらの規定(第42条第1項を除く。)中「知事」とあるのは「県指定事務所登録機関」と、同項中「知事」とあるのは「県指定事務所登録機関(第47条に規定する県指定事務所登録機関をいう。以下同じ。)」と、「法第23条の3」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の3」と、同条第2項中「法第23条の3第2項」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の3第2項」と、第43条中「法第23条の5第1項」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の5第1項」と、同条中「別記第12号様式による」とあり、及び第44条中「別記第13号様式による」とあるのは「県指定事務所登録機関が別に定める」と、同条中「法第23条の7」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の7」と、第45条中「法第23条の8第1項第2号又は第3号」とあるのは「法第23条の8第1項第2号又は法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の8第1項第3号」と、前条中「法第23条の9」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の9」とする。

第3号様式(第8条関係)

2級
木造建築士免許証書換え交付申請書

収入証紙
はり付け欄

(略)

記

ふりがな		写真 (縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル)
1 氏名		
2 生年月日		
3 登録番号		
4 登録年月日		

備考

- 1 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 2 書換え前の免許証又は免許証明書を添付すること。

第4号様式（第9条関係）

2級
木造建築士免許証再交付申請書

収入証紙
貼り付け欄

(略)

備考

- 1 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 2 汚損した場合は、その免許証又は免許証明書を添付すること。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

第4号様式（第9条関係）

2級
木造建築士免許証再交付申請書

収入証紙
はり付け欄

(略)

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

第2条 新潟県建築士法施行細則の一部を次のように改正する。
別記第12号様式を次のように改める。

第12号様式（第43条関係）

1 級
2 級建築士事務所登録事項変更届
木造

第23条の5第1項

私は、このたび下記のとおり登録事項に変更を生じたので建築士法第23条の5第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

開設者住所
氏 名 ㊟
〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

新潟県知事 様

		従前の登録事項	登録変更事項
登録年月日及び番号			
ふりがな事務所の名称			
事務所の所在地		〒 〔電話（ ） - 〕	〒 〔電話（ ） - 〕
ふりがな開設者氏名 (法人である場合はその名称)			
法人の役員 (開設者が法人の場合のみ)		別紙1のとおり	
管理建築士	ふりがな氏名		
	1級・2級・木造の別		
	登録番号	(第 登録) 号	(第 登録) 号
	管理建築士講習を修了した年月日及び修了証番号	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号
所属建築士		別紙2のとおり	
理由			
※審査			
※受付欄	※経由庁欄	※登録簿訂正 年 月 日	
		帳票名	係員印
		台帳	
		名簿	
		台帳カード	
		登録簿	

備考

- 1 氏名又は代表者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 2 ※印欄は記入しないこと。

別紙1

役員名簿

変更前		変更後		
ふりがな 氏名	役名	ふりがな 氏名	役名	生年月日
		男 ・ 女		明治・大正 年 月 日 昭和・平成
		男 ・ 女		明治・大正 年 月 日 昭和・平成

備考 「変更前」及び「変更後」における全ての役員を記入すること。

別紙2

所属建築士変更事項

新たに所属建築士となった者

ふりがな 氏名	1級建築士、 2級建築士 又は木造建 築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県 名（2級建 築士又は木 造建築士の 場合）	構造設計1 級建築士又 は設備設計 1級建築士 である場合 にあつては、 その旨	構造設計1 級建築士証 又は設備設 計1級建築 士証の交付 番号	所属した年 月日

現行の所属建築士及び所属を外れた建築士

ふりがな 氏名	1級建築士、 2級建築士 又は木造建 築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県 名（2級建 築士又は木 造建築士の 場合）	構造設計1 級建築士又 は設備設計 1級建築士 である場合 にあつては、 その旨	構造設計1 級建築士証 又は設備設 計1級建築 士証の交付 番号	所属を外れ た年月日

変更前		変更後	
1級建築士	名	1級建築士	名
2級建築士	名	2級建築士	名
木造建築士	名	木造建築士	名
構造設計1級建築士	名	構造設計1級建築士	名
設備設計1級建築士	名	設備設計1級建築士	名

備考 「現行の所属建築士及び所属を外れた建築士」においては、登録されているすべての所属建築士を記入し、所属を外れた建築士について、所属を外れた年月日を記入すること。

附 則

この規則は、平成27年6月25日から施行する。